

第1期大野城市地域福祉計画（案）【概要】

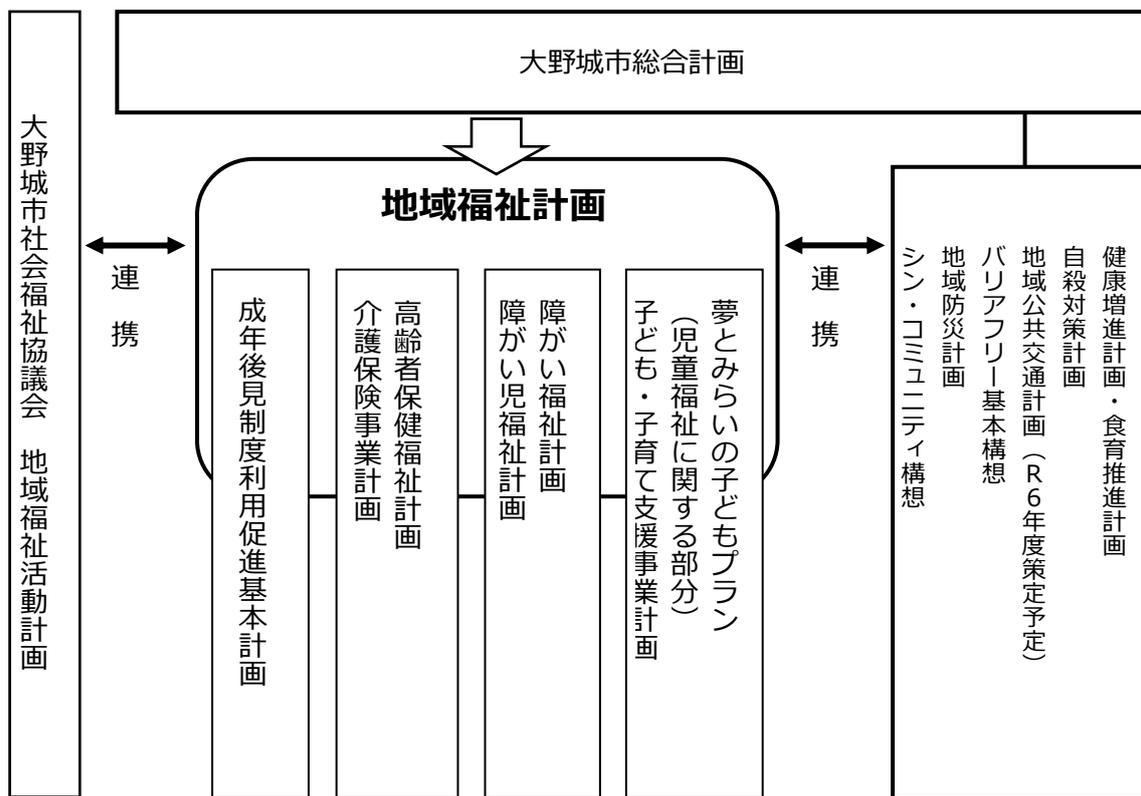
第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画の法的根拠

- ・社会福祉法第107条第1項に規定する「市町村地域福祉計画」として策定

(2) 計画策定の経緯

- ・平成27年4月「第1期大野城市地域福祉活動における市民活動推進計画」策定
⇒各分野の福祉計画の一部及び市民活動推進計画の一部を包含して地域福祉計画とみなす
- ・地域福祉の更なる推進・強化のために、従来のやり方を変更
⇒社会福祉法第107条第1項に規定する要素を一つにまとめた計画として、地域福祉計画を策定
各分野の福祉計画の上位計画に位置付け



(3) 計画の期間

- ・令和6年度から令和8年度までの3年間

(4) 計画策定の過程

時期	策定経過
令和4年12月	・計画策定方針決定
令和5年4月	・監修者に山崎安則教授（筑紫女学園大学人間科学部）就任 ・庁内作業部会（福祉サービス課、すこやか長寿課、介護支援課、生活支援課、健康課、こども・若者政策課、こども健康課、コミュニティ文化課）を設置
令和5年5月	やすらぎのまち市民協議会（委員数10人）において意見聴取
令和5年7月	市民ワークショップ「ONONOふくしトーク～あったらよかねを考える～」の実施（参加者数68人）
令和5年9月	やすらぎのまち市民協議会において意見聴取

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

(1) 課題1 福祉教育に関する課題

- ・おおのじょうボランティアセンター、まどかぶらっと登録者数は、順調に増加
- ・その反面、地域福祉の要となる民生委員・児童委員、福祉推進委員の確保については、苦慮している地域が多数
- ・地域福祉の担い手づくりのために、更なる福祉教育の取組が必要

(2) 課題2 生活支援体制整備事業に関する課題

- ・市民や民間団体、市が連携しながら、高齢者の日常生活支援の体制を充実させるために、生活支援体制整備事業を推進する必要あり
- ・現在、第1層・第2層協議体は整備済
- ・区に対して、第3層協議体の設置の推進を今後も図る必要あり

(3) 課題3 重層的支援体制整備事業に関する課題

- ・少子高齢化、ライフスタイルの多様化等を背景に、福祉課題の多様化・複雑化、「制度の狭間」問題の顕在化の現象あり
- ・これらの課題に対応していくために、重層的支援体制整備事業の実施の検討が必要

第3章・第4章 計画の基本的な考え方・施策の展開

(1) 基本理念・基本目標・施策展開・施策の方向性・主な取組・目標値の内容

- ・別添体系図のとおり

(2) 基本目標設定に関する考え方

- ・ 3つの課題に対して3つの基本目標を設定

課題	対応する基本目標
課題1 福祉教育に関する課題	基本目標1 人をつくる ～全世代に対する福祉教育の取組～
課題2 生活支援体制整備事業に関する課題	基本目標2 地域をつくる ～「わがごと」の地域づくり～
課題3 重層的支援体制整備事業に関する課題	基本目標3 相談支援体制をつくる ～「まるごと」の支援体制づくり～

- ・ 「基本目標3 相談支援体制をつくる～「まるごと」の支援体制づくり～」の取組は、従来の福祉分野の計画にはない新たな取組

第5章 重層的支援体制整備について

- ・ 重層的支援体制整備事業の概要

事業名	事業内容
①包括的相談支援事業	相談者の属性、世代、相談内容に関わらない包括的な相談支援
②参加支援事業	社会（地域）とのつながりをつくる支援
③地域づくり事業	市民同士で支え合いながら、地域生活課題の発生防止・解決に関する体制の整備
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域社会から孤立し自ら支援につながる人が難しい人への継続的な見守り支援
⑤多機関協働事業	外部の関係機関と連携した支援

- ・ 「⑤多機関協働事業」は、令和5年度に設置済
- ・ 他の4事業は、今後検討